

関西国際大学自動車等通学規程

第1章総則

(趣旨)

第1条 この規程(以下、「本規程」という。)は、関西国際大学(以下、「本学」という。)学生規程第11条-2第3項に基づき、本学学生の自動車、自動二輪(以下、「自二」という)、原動機付自転車(以下、「原付」という。)及び自転車による通学に関して必要な事項を定める。

第2章自動車通学

(許可の条件)

第2条 学生が自動車通学を希望する場合は、学生規程第11条に基づく手続きを行う。
2 学生用駐車場の収容能力を超えて自動車通学許可願が提出された場合は、適切な選考基準により、学生センター長及び学長の許可を選考し、学長が決定する。

(許可手続き)

第3条 自動車通学を希望する者は、下記の書類を学生課に提出し、書類審査を経た後、学生センター長及び学長の許可を受けなければならない。

- (1) 自動車通学許可願(本学指定の様式)
- (2) 保護者の同意書(本学指定の様式)
- (3) 自動車運転免許証の写し

- (4) 自動車保険証(任意保険)加入の写し
(駐車場の管理費)

第4条 自動車通学を許可された者は、三木キャンパス正門前駐車場(以下「第1駐車場」という。)若しくは青山7丁目駐車場(以下「第2駐車場」という。)のいずれかを利用し、第1駐車場を利用する場合には、所定の管理費を支払うものとする。ただし、第2駐車場を使用する場合は、費用の徴収は行わない。

(許可証の交付)

第5条 自動車通学を許可された者には、自動車通学許可証を交付する。
2 自動車通学許可証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

(更新手続き)

第6条 自動車通学を許可する期間は、原則として6カ月とする。継続して自動車通学を希望する場合は、更新手続きをしなければならない。なお、本人が希望した場合は通年を可とする。
2 所定の期間に更新手続きをしない場合は、以後、自動車通学の意志がないものとし、自動的に自動車通学の許可は取り消す。
3 更新手続きは、原則として4月及び10月に行う。通年使用の場合は4月に行う。なお、

手続きの日時については、事前に掲示により案内する。

4 更新時に駐車場の収容能力を超過した場合は、本規程第2条第2項に準じる措置をとる。

5 更新時において、それまでに度重なる違反行為をした実績のある者に対しては、その後の自動車通学を許可しないこともある。

(自動車通学者の義務)

第7条 自動車通学を許可された者は、次の各号を順守しなければならない。

- (1) 学内で定期的実施する交通安全講習会に出席すること
- (2) 車輛は、指定された区域に置くこと
- (3) 「駐車場使用規程」に記載されている各事項を順守すること
- (4) 申請時の内容に変更があった場合は、速やかに学生課へ連絡すること

第5章許可の停止・取消と懲戒

(許可の停止・取消)

第18条 本規程第2条、第8条及び第10条により通学の許可を受けた学生が、次の各号の一に該当する事態が生じた場合は、許可の停止または取消を行う。

- (1) 卒業、退学及び休学した場合
- (2) 許可要件がなくなった場合
- (3) 免許停止または取消等の行政処分を受けた場合
- (4) 本規程第5条第2項に違反した場合

- (1) 本規程第7条若しくは本規程第9条を順守しない場合

- (2) 本規程第6条第2項に該当する場合
(懲戒)

第19条 本規程第7条第1項第1号若しくは本規程第9条第1項第1号に著しく違反したり、無許可(許可の停止または取消の場合を含む)で自動車等による通学をした場合は、学生規程第19条第3項第5号により懲戒の対象とする。

第6章その他

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が決定し、これを行うものとする。

附則

この規程は、2022(令和4)年7月20日から施行する。

関西国際大学三木キャンパス駐車場使用規程

(目的)

第1条 この規程は、関西国際大学(以下「本学」という。)が管理する本学三木キャンパス正門前駐車場(以下「第1駐車場」という。)と本学第2グラウンド横駐車場(以下「第2駐車場」という。)の使用について必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 本学駐車場を使用できる者は、原則として本学の学生で本学の定める自動車通学の許可を受けている者とする。

2ただし、本学が特に認めた場合、学外者の使用を許可することがある。

(使用手続き)

第3条 本学学生が本学駐車場を使用する場合は、本学自動車等通学規程の定めるところにより、本学所定の手続きを経て自動車通学の許可を受けるものとする。

2学外者が本学駐車場の使用を希望する場合は、事前に総務課へ許可願を提出し、大学事務局長の許可を得るものとする。

(使用時間)

第4条 本学の定める休業日には、原則として駐車場の使用はできないものとする。

2本学駐車場の利用時間は、午前8時から午後9時までとする。

(使用料金)

第5条 第1駐車場を使用する場合は、半期毎に所定の管理費を徴収する。通年の使用を希望する場合は年間の管理費を徴収する。その際、本人の都合により途中で使用を中止する場合は、返金を行わない。

2第2駐車場の管理費は、徴収しないものとする。

(遵守すべき事項)

第6条 本学駐車場の使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理員の指示に従い、指定された区画に整然と駐車すること
- (2) 自動車通学許可証(学外者は使用許可証)を運転席の前面に提示すること
- (3) 無断で使用時間を超えて駐車しないこと
- (4) 長時間のアイドリングや空ぶかし等、地域住民の迷惑となる行為を行わないこと
- (5) 物品を放置する等、駐車以外の目的で使用しないこと

(事故及び破損処理)

第7条 本学駐車場内における盗難や事故等について、本学は一切その責任を負わない。2本学駐車場の使用者が駐車場の施設、設備及び備品を破損させたときは、現状を回復しその損害を補償しなければならない。

(使用の禁止)

第8条 本学学生が本学自動車等通学規程第11条により自動車通学許可の停止または取消となった場合は、駐車場の使用を禁止する。

(使用条件の変更・制限)

第9条 本学においてやむを得ない必要が生じた場合は、使用条件を変更し、または使用許可を取消することがある。

2本規程第2条第2項に定める大学行事等によって本学が特に認め、学外者に使用させる場合は、本学学生の使用を一部制限することがある。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、自動車等通学及び駐車場の使用に関する事項は別に定める本学自動車等通学規程を準用する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、大学協議会の議を経て学長が決定し、これを行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。